

各 

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局  
障 害 保 健 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（特別児童扶養手当等の支給に関する施行令並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令関係）

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 232 号。以下「改正政令」という。）が平成 30 年 7 月 27 日に公布され、また、児童扶養手当法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が同年 8 月 1 日に公布され、いずれも同日から施行されることとなった。

改正政令及び改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知方をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言である。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当（以下「特別児童扶養手当等」という。）の所得制限の判定に係る所得について、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除することとするよう、所要の改正を行うこととした。

また、児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 37 号）に対する参議院厚生労働委員会の附帯決議を踏まえ、特別児童扶養手当等の所得制限の判定に係る所得の計算方法について、未婚の母又は未婚の父（以下「未婚のひとり親」という。）に対し寡婦（夫）控除をみなし適用するよう、所要の改正を行うこととした。

このほか、これらの改正に必要な様式の改正や添付書類の追加を行うこととする。

## 第2 改正の内容

### 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の一部改正

#### (1) 公共用地取得による土地代金等の特別控除（第5条第1項関係）

特別児童扶養手当等の支給額の判定に係る所得については、地方税法の規定による総所得金額等の合計額から、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る以下の特別控除額を控除して得た額を用いるものとする。

- (i) 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円
- (ii) 特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円
- (iii) 特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円
- (iv) 農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の800万円
- (v) マイホーム（居住用財産）を譲渡した場合の3,000万円
- (vi) 特定の土地を譲渡した場合の1,000万円
- (vii) 上記の(i)～(vi)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円

#### (2) 寡婦（夫）控除等のみなし適用（第5条第2項関係）

特別児童扶養手当等に係る所得の算定において、寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親のうち、以下の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者（以下「みなし適用対象者」という。）については、寡婦（夫）と同様、27万円（(i)のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者にあつては35万円）を控除するものとする。

なお、(i)又は(ii)に該当するか否かについては、地方税法上の寡婦又は寡夫であることの判断と同様、前年の12月31日時点の状況により判断するものとする。

- (i) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有するもの。
- (ii) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者）を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの。

※ なお、「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

### 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）の一部改正

#### (1) 特別児童扶養手当に係る認定請求書及び所得状況届の提出の際の添付書類の追加（第1条第6号ハ及び第7号ハ関係）

寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親のうち、みなし適用対象者については、特別児童扶養手当に係る認定請求書及び所得状況届の提出に際し、当該事実を明らかにすることができる書類を添付すること。なお、当該事実を明らかにすることができる書類とは、特別児童扶養手当における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書等であるものとする。

(2) 認定請求書及び所得状況届の様式について(様式第1号及び様式第6号関係) 特別児童扶養手当認定請求書(様式第1号)及び特別児童扶養手当所得状況届(様式第6号)について、改正政令の施行に伴い、所要の改正を行うものとする。

### 3 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)の一部改正

(1) 特別障害者手当等に係る認定請求書及び所得状況届の提出の際の添付書類の追加(第2条第4号ニ、第5号ハ、第15条第4号ホ及び第5号ハ関係)

寡婦(夫)控除が適用されない未婚のひとり親のうち、みなし適用対象者については、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)に係る認定請求書及び所得状況届の提出に際し、当該事実を明らかにすることができる書類を添付するものとする。なお、当該事実を明らかにすることができる書類とは、特別障害者手当等における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書等であるものとする。

(2) 認定請求書及び所得状況届の様式について(様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第7号関係)

障害児福祉手当認定請求書(様式第1号)、障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届(様式第3号)、特別障害者手当認定請求書(様式第5号)及び特別障害者手当所得状況届(様式第7号)について、改正政令の施行に伴い、所要の改正を行うものとする。

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

平成30年8月1日から施行する。

### 2 経過措置

改正政令による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)の規定は、平成30年8月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限及び同月以後の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還について適用し、同年7月以前の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限及び同月以前の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還については、なお従前の例によるものとする。

また、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすものとする。

なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。